

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
○ 県営土地改良事業計画を定めた件
- 県営土地改良事業計画を変更した件二件
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件

〆 〆 〆

告 示

福島県告示第九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の四第一項の規定により、蛇ノ鼻地区に係る県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業（地震・豪雨対策型））を行うため土地改良事業計画を定めた。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和七年二月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和七年二月十九日から
同 年三月十日まで（二十日間）
- 三 縦覧の場所
本宮市役所

（農村計画課）

福島県告示第九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、高谷

沼地区に係る県営農村地域防災減災事業（ため池整備事業（一般整備型））を行うため土地改良事業計画を変更した。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和七年二月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和七年二月十九日から
同 年三月十日まで（二十日間）
- 三 縦覧の場所
福島市役所

（農村計画課）

福島県告示第九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、佐布川地区に係る県営農村地域防災減災事業（用排水施設等整備（農業用河川工作物応急対策事業））を行うため土地改良事業計画を変更した。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和七年二月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和七年二月十九日から
同 年三月十日まで（二十日間）
- 三 縦覧の場所
会津若松市役所及び会津美里町役場

（農村計画課）

福島県告示第九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を郡山市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和七年二月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名
後藤一平 宗像常松 宗像良吉

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件（令和七年福島県告示第十八号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）